

番号：130916

国名：ナミビア

担当：農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名：北部農業開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年10月上旬から2013年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 0.77M/M、合計 1.32M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	6日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月25日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
    - ①業務方針の的確性 3点
    - ②業務方法の整合性、現実性等 6点
    - ③当該業務実施上のバックアップ体制 1点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ナミビア／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

### 6. 業務の背景

ナミビアは南部アフリカに位置し、国土面積は約82万km<sup>2</sup>、人口は約220万人である。一人当たりGNIは5,670米ドル（2012年、世銀）と中進国に位置づけられ、産業の中心はウラン、ダイヤモンド等の鉱業および農林水産業であるが、農業については輸出向け牧畜が中心である一方で、国内で消費されている穀物の自給率は小麦33%、メイズ44%、ヒエ・ソルガム95%（2007/2008年、ナミビア農業・水・森林省）と低く、穀物全体としては約半数を輸入に依存している。また、ナミビアはジニ係数が0.597（2010年、世銀）と世界で最も高いグループに含まれ、国内における経済格差が大きい。特に国内人口の約60%が居住する北部7州は、食糧不足、教育・保健への限られたアクセス、電気の未整備などから、国内全体の貧困率が28%であるのに対し、北中部・

北東部においては、平均約 46.8%と特に貧困率が高い地域である。(2006 年世帯調査、ナミビア中央統計局)

ナミビアでは、農村人口の 70%以上が自給自足型農業に従事しているが、これら農民の多くは小規模農家であり、貧困な生活を営んでいる。特にナミビアの北部にはこのような自給自足の農家が集中して居住しているため、全国でも貧困率が高く脆弱な地域となっている。またナミビア北部は干ばつと洪水が繰り返される厳しい自然環境を抱えており、降水は貯水されることなく蒸発するか地下に浸透してしまうなど、水資源は農業に効果的に用いられていない。

上述のような農業をめぐる状況に対し、ナミビア国農業・水・森林省 (Ministry of Agriculture, Water and Forestry: MAWF) は「Green Scheme Projects」や「Fresh Produce Hubs」など、数多くの農業開発プログラムを実施しながら小規模農家の貧困削減に努めているが、全ての農民を現行の農業開発プログラムに巻き込むことは難しいこと、一部農民が行政サービスへ依存しており自助努力が不十分であること、大洪水と干ばつに代表される厳しい環境に置かれていることなどから、依然十分な成果は現れていない。加えて、ナミビア北部は一名の農業普及員が 2,500 名もの農民を担当しており、農業技術普及にも課題が見られる。

本案件は、こうした状況を改善するため、MAWF が現地の状況に合致した農業開発方針を策定することを目的に、ナミビア政府より要請があったものである。

本詳細計画策定調査においては、ナミビア政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画を策定する。また、本案件の事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

なお、本業務従事者は他業務従事者が作成する報告書も含めて、全体のとりまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備 (2013 年 10 月上旬)

- ①ナミビア政府からの要請背景・内容を把握する(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ②担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ③現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④PDM(案) (英文)、P0(案) (英文) 及び事業事前評価表(案) (和文) の作成に協力する。
- ⑤ナミビア関係機関に対する質問票(案) (英文) を作成する。
- ⑥JICA による類似プロジェクトに関する資料・情報を収集・分析する。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣 (2013 年 10 月中旬～11 月上旬)

- ①JICA ナミビア支所等との打合せに参加する。
- ②ナミビア関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ③必要に応じて PCM ワークショップを開催し、モデレーターとしてプロジェクト計画立案に関する参加者の問題点及び目的の整理・分析を支援する。
- ④ナミビア関係機関と協議を行い、PDM(案) (英文)、P0(案) (英文) の作成に協力し、協力内容、実施体制を検討する。
- ⑤ナミビア関係機関と協議を行い、協議で合意された内容につき、M/M(案) (英文)、R/D(案) (英文)、現地調査報告書 (和文) の作成に協力する。
- ⑥評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。

- ⑦担当分野に係る現地調査結果をJICAナミビア支所およびJICA南アフリカ共和国事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2013年11月上旬～11月中旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成し、全体取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) PDM(案)(和文/英文)、PO(案)(和文/英文)
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (3) 事業事前評価表(案)(和文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2013年10月13日～2013年11月2日を予定しています。機構職員は、本業務従事者の現地調査期間に1週間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

- ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画①(JICA)
- ウ) 協力企画②(JICA)
- エ) 評価分析(コンサルタント)
- オ) 畜産(コンサルタント)

- ③便宜供与内容

当機構ナミビア支所及び南アフリカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ  
カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第一課 (TEL:03-5226-8429) にて配布します。
  - ・要請書
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ナミビア共和国 気候変動対応型農業開発・農業支援に係る情報収集・確認調査報告書

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上